

平成 23 年 第 10 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 10 月 19 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 00 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
67	教育委員会事務局人事異動の件	承認
68	摂津市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
69	平成 23 年度摂津市体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件	承認

出席者

委員長	新庄慶昭	教育次長兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員長		次世代育成部長	馬場博	こども教育課長	小林寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田信吾
教育長	和島剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本憲宏
		兼文化スポーツ課長	布川博	こども教育課長代理	木下伸記
		生涯学習部参事		安威川公民館長	岡本治
		兼生涯学習課長	池上敦実	総務課総務係員	奥村有理
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋徹之		

委員長	ただいまから、平成 23 年第 10 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は原田委員です。よろしくお願ひいたします。それでは議案第 67 号「教育委員会事務局人事異動の件」を上程します。総務課長から説明をお願いします。
総務課長	議案第 67 号「教育委員会事務局人事異動の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。 【以下議案書、参考資料等により説明あり】
委員長	何か質問等はございますか。
委員長職務代理者	新規採用ということは、通常は年度初めだと思うのですが何ヶ月か前に 3・11 の被災者採用の関係の採用でしょうか。
教育長	今年は、北摂共同採用をやめて、前倒しでさせていただきました。8 人採用でその内の 5 名が配属になり、あとの 3 名は来年の 4 月から配属となります。
委員長職務代理者	この方は被災者ですか。
教育長	ではないです。東京で勤務されていた社会人枠です。
委員長職務代理者	これは、定数から言えば増員なのか欠員補充なのかどちらですか。
総務課長	6 月末をもって、生涯学習課の職員が 1 名退職をいたしましたので、教育委員会に配属させていただきました。
委員長	他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 67 号「教育委員会事務局人事異動の件」について原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第 68 号「摂津市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を上程いたします教育政策課長から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第 68 号「摂津市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定し

たいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか

大矢委員

小学校と中学校と合わせて、夏休みを少なくするということですね。

教育長

これまでエアコンが入っていなかったということで、春休みも合わなかったのですが、エアコンが稼働するので合わせさせていただきました。

大矢委員

春休みよりも夏休みを少なくするというのは、特に何かあるのでしょうか。

次世代育成部次長

いろいろな考え方ができると思います。夏休みを短くして2学期のスタートを早くするという事は、さまざまな行事がございますので、準備を早くから始められるということが出来ます。ゆとりのない中では、行事に追われてしまいますし、片方で文化の秋を迎えるわけがございますから、その授業にも集中するという意味でいいますと、早くから始めた方が秋のさまざまな行事に取り組んでいけるのではないかと考えております。

大矢委員

今年は、どこの学校も天候の都合上、運動会の準備がなかなかできなかつたと聞いております。

委員長職務代理者

前回もお尋ねしたかと思うのですが、要は24年から本格的に実施ということですが、しかし3カ年の移行期においても授業数の増というのは、これは指導要領の改訂で求められていました。それがエアコンなどの導入で今日になっておりますが、支障がなかったのかどうか。

次世代育成部次長

授業時数に対応するために、すでに長期休業を短縮しまして授業時数確保を行っておりました。シミュレーションの中で、最大中学校においては80時間程度足りなくなる可能性があるため、現行の規則にありますように夏休みを8月25日までとしております。小

学校においても、授業時数が40時間から50時間程度授業時間が足りない状況に6年生でなるのではないかということで春休みを短くしたり、夏休みは1日だけ短くしたり、冬休みを2日短くいたしまして、対応できてきた次第でございます。そんな中で、エアコンの問題もありましたが小中学校の長期休業は、一致していないということで保護者の方からもバラバラでは困るというお声もいただいていた。

委員長

他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第68号「摂津市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第69号「平成23年度摂津市体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」を上程いたします教育推進課長から説明をお願いします。

教育推進課長

議案第69号「平成23年度摂津市体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか

大矢委員

運動ができると楽しいし、好きになることと関連していると思うのですが、反対の場合もあると思います。運動ができないから嫌いになって、しなくなると悪循環になると思います。そのような子どもたちがどうしたら運動するようになるかといいますと、仲間と共に運動することによって喜びを見つけて励ましあったりします。例えば、味舌小学校は大縄跳びをしています。大縄跳びをできない子もいたと思いますが、みんなですることによって達成感ができて運動も好きになっていくと思うので、そのような取り組みもいいと思うのですが、そのようなことをどんどん学校で取り組んでほしいと思います。最近、小学校の放課後に校庭を子どもが自由に使えないという話を聞いたのですが、使用許可をとってないと子どもが自由に遊べないのでしょうか。以前は、帰宅して学校に行くと運動場で遊べたのですが今はそのような状況ではないのでしょうか。

教育推進課長	特に、学校の校庭を使えないという決まりなどはありません。
大矢委員	子どもは、学校行っても入れてもらえないということを書いていたのですが。
教育長	下校時間の関係ではないでしょうか。
大矢委員	そのような運動できる場所などを確保できたらなと思います。
委員長職務代理者	<p>体力・運動能力というのは、教育の知徳体から言えば、人間形成の大きな要素ですので、この数字は極めて厳しくとらえないといけないのではないかと思います。まず、3、4ページにおいて今回の体力測定の調査の各種目にわたっての得手不得手の分野が摂津の子どもたちはこういう分野では得意としているけれども、シャトルランとか反復横跳びとか上体起こしなどの部分については非常に弱いです。これは動きの持続性に勝てる、素早さに乏しいというようなことになってくるわけです。しかし一方、握力とか前屈というような部分については得意としている。こういった原因がどういったところにあるのだろうかということ、小学校児童での、あるいは男女問わず同じような傾向が表れている。これは全国的な状況なのか、どうか、その辺特に得手不得手の傾向をどのように捉えているのでしょうか。2点目は、総合して体力ということでの評価が10ページにあります。全国状況との対比で見ますと、相当厳しい状況だと思います。全国状況を飛びぬけている分野というのは、この数値から読み取れないわけです。もうひとつは、そういう状況ではあるのですが、16ページにあるように3カ年の経年変化の中では順調な成長の伸びがあります。この傾向はいい傾向かと思うのですが、まずは前段申し上げました内容をお願いします。</p>
次世代育成部次長	<p>反復横跳びに関しましては、十分な説明と要領がわかるという体験をする必要があるのではないかと思います。スポーツテストの要領を府教委で説明するときにも若干の練習はしても構わないし練習をしないとスコアがあがらないという説明があります。私も指導主事の時代に児童生徒に説明してやってくれと言われて行ったことがあります。やはり時間をじっくりとって各学校で説明する必要があるのではないかと思います。各学校では説明の要領の悪さ、指摘できると思います。片方では時間がない。その中でなんとかやり</p>

くりしている。日常的によく似た運動、経験させる必要があるのかと思います。そういった点は、反復横跳びには考えられます。20メートルシャトルランなのですが、中学生の女子でも持久走については、そんなに成績はわるくない、これは選択制なのですが20メートルシャトルランについてはあまり成績がよくない。20メートルの間隔を走って、次の音が鳴ったらまた走りだすと言う短調な繰り返しです。実は、小学校では本当はしてはならないのですが、無理をする子はとことん無理をしてしまいます。ものすごいスコアをだす子もいます。この20メートルシャトルランそのものにも問題があるのかもしれませんが、注意をしないととことんやっけてしまいます。しんどくなったらやめたらいいのですと注意をいれています。片方では根気の無さというのがあげられるでしょうが、健康面からある程度しんどくなったらやめていいと注意をしているのも原因の一つかもしれません。全国的にみますと、大阪自体がスコアが芳しくない状況がございます。そんな中で摂津市の子どもは大阪府の中では健闘しているのかなと思います。この体力調査ですが、悉皆で行う当初はさまざまな声ございました。競い合わせるだけになるのではないかとかありましたが、学力も含めて、さまざまな実態から子ども達の生きる力を育むことを考えなければならない、ということが理解されてきたのではないかと考えております。そんなことが体力の向上に繋がっているのではないかと思います。特に小学校においては、若い教員たちが大変授業研究に熱心になってきています。そういったことが、飛躍的ではありませんが、向上に繋がって、いくのではないかと思います。

委員長職務代理者

こういう現状を踏まえて、どういような対応策をしていくかということなのですが、30ページに学校の取り組みと教育委員会の取り組みと書いてあるのですが、今おっしゃったようにスコアを上げる学年の傾向と対策は私は意味をなさないと思います。これは学力の問題もそうだと思いますが、長丁場でじっくり体力をつけていく、大矢委員がおっしゃったように、みんなと仲間と取り組めるような学校単位でのメニューを考えたらいいのではないかと思います。全体での取り組みとかがいいのではないかと思います。30ページで書かれている内容は、どれ一つとして否定はしませんが、具体的な取り組みとして手掛けていただきたいと思います。

教育長

各学校それぞれ取り組みとしているのだと思います。事務局で何

か紹介するようなことがあれば、授業も変わってきている様子なども紹介していただきたいことということと、もう一つは今年の運動会、体育祭を見に行ったときの子ども達の姿から、子どもたちがテストを受ける姿勢も変わってきたのではないかと思います。今年の運動会の様子など見に行きますと、児童生徒が走っている様子も必死に走っておりました。

次世代育成部次長

具体的な取り組みで申しますと、授業が変わってきていると思います。単に競技をしておきなさいというわけではなく、自分で考え、自分に何ができるのかと、ということを見つけるという発想で授業が取り組まれていると思います。このような授業は特に若手職員が中心となって行われています。これまでも、意図的に行ってきた部分もあるのですが、小学校に体育科出身の教員を積極的に入れております。そのようなことから、特に体育の授業が充実してきたと思います。業間や業前の取り組みというのも、大阪府教育委員会が提唱しているのですが具体例でいえば本市の小学校ではほとんどの小学校で取り組んでおります。中学校でも休み時間に遊んでいる状況とか、体を動かしている状況は、統計はありませんが実態としては他市よりも体を動かしている状況です。そのような意味では、充実しておりますので、特色みたいなものをさらに考えていきたいと思っております。

原田委員

単純なことをお聞きしたいのですが、20メートルシャトルランというものをよくわかっていないのですが、7ページの1番上に説明がありますが、51という数字では20かけたら1000メートルになります。回数が51回というのはどういう意味なのかということと、あとのデータは運動の総合点というのも出されてまして、日常生活と関係があるというのはおもしろいのですが、本来体を動かすというのは楽しいという面があるはずですが、それを育てていきたくし、日本の子どもたちというのは、小学校なりかなり運動をしているのにも関わらず、二十歳を過ぎたあたりになるとほとんど体を動かさないし、しんどいことは嫌だと思いう傾向にあります。見るスポーツはするのですが、本当に体を動かすという面では無く問題になっています。その辺り、なぜ幼少期、小学校、中学校にスポーツをしているのにも関わらず、一生スポーツをしないのかということは課題として持っておくべきかなと思っております。小学生というのは、年々体力がついていきますので、何か運動していますと日々、技術

なり能力が定着していくのを実感できる年代なのです。そのようなことを実感できるような環境を学校としては確保したいと思いません。小学校の精神的な課題というのは、自分には実感するというのが課題であり、学校側も用意するというのが課題だと思います。

教育推進課長

20 メートルを一定の時間内に走るということです。往復ではなく、20 メートル間隔の時間がだんだん短くなっていくということです。音楽が流れるのですが、音楽が流れ終わるまでに 20 メートル走らなければならないのですが、その音楽の間隔がだんだんと短くなっていくものです。

原田委員

秒なのですか。

教育長

この単位はなんですか。51.29 という単位はなんですか。

教育推進課長

回数です。

大矢委員

20 メートルシャトルランと持久走を選択できるのであれば、楽しい子は 20 メートルシャトルランをしてすぐにリタイアすれば楽になるのではないのでしょうか。

教育長

成績が上がってきているということは、このテストに取り組む子ども達の気構えが、以前なら楽しようとしていたが、年々子ども達の気持ちが上がってきているのではないかと私は思います。

大矢委員

わざわざなぜ選択制にしているのでしょうか。

次世代育成部次長

中学のみが選択です。

委員長

何か質問等がございますか。無いようでしたら、議案第 69 号「平成 23 年度摂津市体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」を原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長

〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕

委員長	何か質問等はございますか。無いようでしたらその他にうつります。
教育政策課長	〔以下、参考資料等により、(1) 平成 23 年度 9 月までの問題行動等件数について報告あり〕
委員長	何か質問等はございますか
原田委員	22 年との比較で 22 年の 9 月の時のデータですか。それとも 1 年間ですか。
教育政策課長	1 年間の合計です。
原田委員	いじめであれば、22 年が 1 年間で 16 件、現在が 5 件というふうに読んだらいいのでしょうか。
教育長	養護の先生方からいろんな話を聞かれるかと思うのですが、摂津のいじめや不登校の問題で感じられることがあれば何かお話し下さい。
原田委員	経済的な問題、家庭の問題、家庭が家庭として機能していない家の子どもが 1 番しんどい思いをしているのが多いです。それは、なかなか医療機関としても学校としても対応できないし、そんな事例が非常に多いです。20 年ほどしておりますが、親が親として機能していない家庭が多く、子どもが顕著です。
教育長	学校の先生方が朝迎えに行くとか、そのようなことではないのですか。
原田委員	熱心に取り組んでいただいているのですが、それでもどうにもならない場合が多いです。ここ 10 年ほど本当に多いです。新患の多くが片方の親しかいない場合がほとんどなのです。精神科の敷居が低くなったということもあるのかもしれませんが、いままでそのような家庭の子が来ていなかったということがあるのかもしれませんが、学校の事例を一緒に検討しているとその辺りが全体的に多いです。

教育長	事務局の方で、家庭教育相談員とか人を入れている中で何か紹介することがあれば、家庭支援していくのが難しいけれども学校に人をいれたりいろいろしていますが、その辺何か詳しくあればお願いします。
教育政策課長	当然、学校だけでは解決できないケースも多くあります。スクールカウンセラーを全校に派遣しております。家庭教育相談員、全校ではありませんが保護者をサポートしております。スクールソーシャルワーカーを中学校区に配置しております。児童相談課が中心となりまして、いろいろな角度からサポートしております。
原田委員	あと、若い先生方が多いですが 20 代では心の問題や家庭支援とかは難しいのではないかと思います。
教育政策課長	〔以下、参考資料等により、(2) 平成 23 年 9 月までの中学校部活動等の主な成績について報告あり〕
委員長	何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	〔各課事業予定及び結果報告について説明あり〕
委員長	何か質問はありますか。
委員長職務代理者	市長との面談は、昨年からはじめたと把握しております。従前は次年度の予算編成が確定した段階で副市長査定や市長査定が終わった段階で、次年度の予算をテーマにあったわけですがけれども、それでは、市長は予算を編成するにあたって、教育委員会の意見を聞かなければならないという主旨に反するのではないかとしたことから時期が早まったと思います。それが、今年 30 分というのはあまりにも短いと思います。せめて 1 時間くらいの時間を取っていただいて意見交換をできるように、検討いただきたいと思います。この、あとの意見交換というのは、我々レベルですということですか。いわゆる、案としてまとまっている点検評価報告書を確定させるということですね。
総務課長	お配りさせていただきました点検評価報告書は前回の教育委員

会で校正させていただいて、明日決算委員会がございまして、それに間に合いますように作成いたしました。その分をまとめて、10月13日の日に議会の方にお配りさせていただいておりますけれども、11月9日の市長との懇談につきましては、報告書の報告、並びにその他の予算の案件ということで予定をしております。その後、野本から説明ございました、管理職候補者の激励とございますか、その会を場所を変えて行います。

委員長職務代理者

そうしますと、市長に対して報告する。というのは、メインですね。次年度の予算編成に対して意見を聞いてもらうという主旨ではないということですね。

教育長

22年度の評価点検をして、いろいろな課題が出てきていますので、そのことには予算に絡むことについては、教育委員会としての考えをお話してもらえたらいいと思います。ただし、それが30分で済むのかということについては、事務局側で調整するよう検討してもらえたらいいと思います。

総務課長

今、中学校給食についての現時点での報告をさせていただきます。大阪府教育委員会より中学校給食に関します、施設整備に係る費用を補助していただけるということで23年度から27年度までの5年間の間に施設整備を行う場合、国庫補助金を除く対象外の部分で補助として2分の1、その他、備品や消耗品については定額補助ということで1000万円合わせて、各中学校あたり1億500万円を上限として、補助を受けるということです。中学校給食に向けた各市町村の検討状況でございますが、一部の市につきましては、すでに導入を決定し、大阪府の方にも報告をしておりますが、多くの市町村が最終決定をしていない状況でございます。事務局といたしましては、中学校給食に関する基本調査を実施しており、いろいろな選択肢についてメリット、デメリットを検討している状況です。学校給食会といたしましては、調理員、栄養士、PTA協議会から、中学校給食検討会というものを設置させていただきまして、既に2回検討会議を開催させていただいております。今月末下旬を目標に中学校給食のあり方について検討をしていただいておりますが、いろいろと話を進める中で実際に中学校給食をされている視察などもしてみたいということもございまして、もう少し時間がかかるかもしれませんが、大阪府教育委員会のスケジュールで

は12月には各市町村なり集約をして、来年24年の3月には何年度に工事をしてという実施計画を提出するという事になっております。27年度までに工事をする分について、大阪府の補助対象、28年度以降に中学校給食を開始する市町村については大阪府から補助が出るということです。現時点では、検討中ということです。

委員長職務代理者 以前、この話があったおりに、とりあえず意思決定するという事ではなくて、計画だけは出しておきましょうと計画は出してますよね。今の課長のお話では意向調査が、12月に向けて行われるということですが、計画もなく意向調査が始まるということは、不都合があるのではないのでしょうか。

総務課長 以前に、大阪府に出しておりますのは、検討をするということでの意見を大阪府の方にお返ししております。

委員長職務代理者 検討約束でしょうか。

総務課長 はい、検討をするという回答をしております。

大矢委員 中学校でお弁当を持ってこれない子は、どれくらいいるのでしょうか。そのような調査をしたことはないのでしょうか。

総務課長 各中学校の校長先生にアンケートを取らせていただいたところ、お弁当を持参している子どもは8割強くらいの方が持参しています。

大矢委員 残りの方は買って持ってきているということでしょうか。

総務課長 第三中学校については、食堂がありますので食堂を利用していたり、購買の方で飲み物や食べるものを購入しているということです。

大矢委員 朝食を食べてこない子も、何人か上がってきますが、その子たちはお弁当を持ってこれているのでしょうか。そういう調査はしていないのでしょうか。

総務課長 そのような調査はしておりません。

大矢委員

親としたら、そのような偏った子がいるのではないかと心配です。今後、そのような調査をされてはいかがでしょうか。

教育政策課長代理

先日、溝口委員長職務代理者よりご質問のございました介護に係る早出遅出勤務の件についてお答え申し上げます。対象ですが、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある被介護人、の介護を行う職員です。具体的な事例を申し上げますと、被介護人を介護施設に送迎する場合、被介護人の介護施設への送迎を介護ヘルパー等に行ってもらった場合の引き継ぎを行うような場合、日中に介護を行う者への引き継ぎ、それから被介護人を病院に送迎するような時、被介護人が日常生活を行う上で必要な日用品ですとか、医療品等を購入することも対象となっています。申請できるパターンなのですが、各学校における通常の始業、終業時刻から 15 分の早出、15 分の遅出、30 分の遅出、45 分の遅出の 4 パターンがあります。この中から申請をするものでございます。現在、本市において申請者はいません。

総務課長

その件に関しまして、市の職員についてですが、対象となるのはほぼ同様でございます。配偶者、配偶者の父母などの負傷、疾病または老齢により日常生活に営む時に支障がある場合、2 週間以上出勤しないということが相当であると認める場合において、6 ヶ月を限度にその期間内において、休暇を与えるものとするということです。なお、この休暇においては無給となります。なお、特別休暇での介護休暇というものがございます。年間 5 日取得可能でして、単発的な休暇をとることができます。この場合は、無給ではありません。2 パターンあります。

委員長職務代理者

これは、退職金計算にも反映されるのでしょうか。2 つ目は、9 月からということですので、まだまだ浸透していないと思いますが、介護を必要とする人数は、増えることはあっても減ることはありません。その場合、先生方の場合は早出遅出と調整ができるのだとおもいますが、一般職の場合に増えていった場合、特別有給などを考えなければ、それによって市民サービスが低下するということですから、その辺のところをどのように読んでおられるのか。

総務課長

期末勤勉手当の減少は発生いたします。退職金までは把握しておりませんが、おそらく休暇で承認されるものですので、退職金には

影響がないと思います。代替えの休暇ということですが、育児休暇については休暇中に臨時職員等の雇用は認められるのですが、介護休暇は最長6ヵ月と規定がありますので、6ヵ月付きっきりでの介護が必要である場合は臨時職員の雇用が考えられると思います。

委員長

他に何か質問等はございますか。無いようでしたら、これで平成23年第10回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。